別紙「償還払い請求の流れ」

ご利用の対象施設

②施設は

・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

・特定子ども・子育て支援提供証明書

上記２点を保護者へ交付。（対象児童１名につき１部）

①毎月の預かり保育料を施設へ支払う。

④那覇市から保護者へ施設等利用費を給付。

保護者

那覇市

③保護者は

・施設等利用費請求書（償還払い用）**※１**

・特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

・特定子ども・子育て支援提供証明書

上記３点を那覇市へ提出。（対象児童１名につき１部）

※１　保護者において、初回の償還払いを請求する際に、那覇市から振り込みを受ける口座の通帳の写し（通帳表紙とフリガナ・支店等のある頁の写し）の提出をお願いします。

また、請求者と振込口座の名義が異なる場合、別紙の「委任状」の提出も併せてお願い致します。

償還払い請求のスケジュール

１　保護者は毎月の保育料等利用費を対象施設へ支払いし、施設から「領収証」と「支援提供証明書」を受領します。

２　保護者は、利用した月の翌月以降に「施設等利用給付請求書（償還払い用）**※１**」、「領収証」、「支援提供証明書」の３点を那覇市償還払い請求窓口へ提出する。複数月分をまとめて請求していただくことも可能です。

３　那覇市は、保護者より提出された請求書類を審査し不備等がなければ請求を受けた月の翌月 18 日頃に保護者へ給付費をお支払します。

※１　保護者において、初回の償還払いを請求する際に、那覇市から振り込みを受ける口座の通帳の写し（通帳表紙とフリガナ・支店等のある頁の写し）の提出をお願いします。

また、請求者と振込口座の名義が異なる場合、別紙の「委任状」の提出も併せてお願い致します。